海幕装需第２８４号
令和５年３月２２日

各　部　隊　の　長
各　機　関　の　長　殿

海　上　幕　僚　長
（公　印　省　略）

海上自衛隊における輸送所要の一元化の実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定め、令和５年４月１日から実施する。

添付書類：別　紙
関連文書：海幕装備第５６２１号（１０．１２．８）
写送付先：統合幕僚長
　　部内全般

文書管理情報				
文書管理者：海幕装備需品課長		開示	部分開示	不開示
一元的な管理に責任を有する者：	作成時	○		
分類：輸送調整－輸送調整に関する文書	区分：　１　２　３　４　５　６			
作成年月日：2023.2.22				
取得年月日：	理由：			
保存期間：５年				
保存期間満了日：2028.3.31				
本紙を含め：3枚　部				
配布先：　　個所				

別　紙

海上自衛隊における輸送所要の一元化に係る実施要領

1　目　的

この通達は、自衛艦隊司令部が実施する海上自衛隊における輸送所要の一元化に係る実施要領について、必要な事項を定めることを目的とする。

2　用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）輸送要求

輸送要望部隊等の長が任務遂行上において必要とする輸送について、自衛艦隊司令官に要求することをいう。

（２）輸送要求部隊等

自衛艦隊司令官に対し輸送要求を行う以下の部隊等をいう。

ア　各艦艇

イ　各航空群及び各教育航空群（航空集団及び教育航空集団直轄部隊は各隊）

ウ　海上自衛隊補給本部における修理、弾薬整備及び燃料管理換に係る海上自衛隊補給本部担当課

エ　システム通信隊群

オ　その他、自衛艦隊による輸送の調整を必要とする部隊等

（３）輸送割振

輸送要求を受けた自衛艦隊司令官が輸送調整部隊等に輸送計画の立案等を割り振ることをいう。

（４）輸送調整部隊等

自衛艦隊司令官から輸送割振を受け、輸送計画を立案等する護衛艦隊、航空集団、各地方総監部及び海上自衛隊補給本部をいう。

（５）地方輸送

各部隊等（護衛艦隊、航空集団、各地方総監部及び関連文書別冊第１４第２項に定める各輸送計画担当官）の計画により完結できる輸送をいう。

3　輸送要求の対象

すべての輸送所要を対象とする。ただし、地方輸送で対応が可能なものを除く。

４　実施要領

（１）輸送要求部隊等の長は、任務遂行上、輸送所要が発生した場合、自衛艦隊司令官に対して輸送要求を行う。

（２）自衛艦隊司令官は、輸送要求を一元的にとりまとめ情報を共有するとともに、輸送対象、輸送時期等を考慮して、輸送調整部隊等に対して輸送割振を行う。輸送割振に際して、全般的な調整の必要が認められた際、自衛艦隊司令部は調整会議を開催する。また、他自衛隊の輸送力の把握に努め、必要に応じて他自衛隊の輸送力の活用を図る。

（３）輸送調整部隊等は、自衛艦隊司令官から輸送割振を受けたならば、関係規則に基づき、輸送に係る処置を実施する。

（４）統合輸送については、統合輸送統制実施規定に関する達（平成２０年自衛隊統合達３４号）に基づき自衛艦隊司令官が統合輸送要求を実施するほか、自衛艦隊司令部との調整により統合輸送要求部隊である各地方総監及び海上自衛隊補給本部長が実施する。

５　委任事項

自衛艦隊司令官は、この通達の定めるところに従い、その他実施に必要な事項を定めるものとする。

６　その他

部隊等の長は、この要領により難い場合又は改定意見がある場合、海上幕僚監部装備計画部長に通知するものとする。海上幕僚監部装備計画部長は必要に応じ、本通達の見直しを実施するものとする。